

令和7年度

川口市地域貢献事業者認定事業のご案内

地域社会への貢献活動の実績がある事業者等を地域貢献事業者として認定することにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図ります。

対象となる市内事業者等

認定を受けることができるのは、地域・社会的課題の解決に向けた取組みの実績があり、次のいずれかに該当する市内事業者等です。

- (1) 中小企業者※1（個人事業主も含む）、農業者※2
- (2) 中小企業等協同組合、農業協同組合
- (3) 商店街（任意商店街も含む）
- (4) その他（1）を構成員とする任意団体

※1 中小企業者（会社及び個人）（中小企業基本法第2条）

業種分類	資本金又は出資総額	常時従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※2 農業者（農業協同組合法第2条）事業形態（自営・法人）は問いません。

申請できる方

- (1) [別表1](#)に該当しない。
- (2) 市内で事業を始めてから3年以上である。
- (3) 市税及び労働保険料を滞納していない。

認定の条件

- (1) 組織体制チェックリスト 基準をクリア（従業員数により異なる） →別表2
- (2) 地域貢献活動の実績 6項目のうち3つ以上 →別表3

募集期間

令和7年5月1日（木）～令和7年5月28日（水）

認定手数料

無料

申請書類

募集期間内に、次の書類を提出してください。（電子申請で受付）

書式のダウンロード、電子申請は以下からお願いします。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/021/tiikikoukenjigyosyanintei/48050.html>



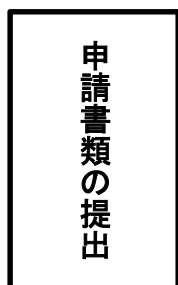
（ページ名：【令和7年度地域貢献事業者の募集について】）

- (1) 様式第1号の申請書
- (2) 様式第2号の組織体制チェックリスト
- (3) 様式第3号の地域貢献活動概要シート
- (4) 様式第4号の地域貢献活動必須項目チェックリスト
- (5) 様式第5号の宣誓書
- (6) 様式第6号の納税確認のための同意書
- (7) 法人：履歴事項全部証明書（申請時から3ヶ月以内に発行されたもの）
個人：個人事業の開廃業等届出済証明書
- (8) 許認可証等の写し
- (9) 法人：労働保険に係る支払いを証する書類の写し
個人：国民健康保険、国民年金又は後期高齢者医療保険に係る支払いを証する書類の写し
- (10) 法人：過去2年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）の写し
個人：確定申告書（控え）の写し又は国税電子申告納税システム（e-Tax）により申告している場合は、
受信通知及び申告データ出力分の写し
- (11) 事業内容に関する資料（パンフレット等）
- (12) その他、市長が必要と認める書類

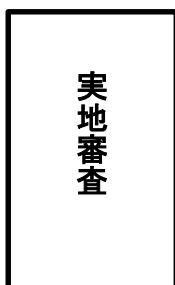
認定までの流れ

申請書類の提出、実地審査（関係書類の確認及び中小企業診断士による経営診断）後、川口市産業労働行政審議会において審議し、その結果を踏まえ市長が認定します。

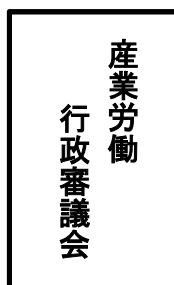
5月1日～5月28日



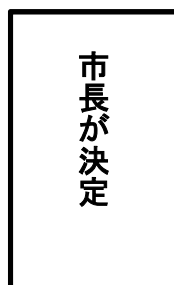
6～7月



8～9月



11月1日付



実地審査について

申請書類を基に、中小企業診断士による診断や代表者の方へのヒアリングを行います。

申請内容についての根拠資料（例：地域貢献活動をしていることが分かる写真、認定証、証明書 など）のご準備をお願いします。

認定期間

3年間（令和7年11月1日～令和10年10月31日）

認定のメリット

認定を受けた事業者等には、以下の支援策がございます。

- (1) メディア、広報紙、ホームページ及びパンフレット等で市内外へ広く P R
- (2) 地域貢献事業者資金融資制度の利用 ※別途審査あり
・利率年 0.8% (市の融資制度の中で最も低い利率)・貸付額〔運転 8 千万円以内、設備 1 億円以内〕
- (3) 住工共生コミュニティ活動事業補助金 (補助対象経費の 30%→50% 限度額 30 万円)
- (4) 商店街コミュニティ活動事業補助金 (補助対象経費の 30%→50% 限度額なし)
- (5) 展示会等出展事業助成金 (限度額 30 万円→40 万円 対象経費の 1/2 の額を助成)
- (6) 表彰制度 (認定後、1 年以上の地域貢献活動の実績に基づき表彰及び報奨金を授与)
- (7) 市が発注する公共工事のうち、川口市総合評価方式を採用する公共工事において
加点される項目を設定 (選択評価項目 1 点)
- (8) 地域貢献推進補助金 (補助対象経費の 2/3 限度額 1 事業 30 万円 別途要件あり)

別表 1

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）に規定する暴力団、暴力団員及びその他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者等
- 2 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種に該当するもの
- 3 賭博（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種に該当するもの
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連営業に該当するもの
- 5 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 1 5 年法律第 8 3 号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- 6 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- 7 政治性（選挙に関係するものを含む。）のあるもの
- 8 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- 9 各種法令に違反し、又は営業等について必要な届出若しくは許認可を受けていないもの
- 10 会社更生法、民事再生法による更正（再生）手続き中のもの
- 11 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの
- 12 違法又は不当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- 13 男女平等参画の推進及び青少年の健全育成を阻害するもの
- 14 その他公序良俗に反すると認めるもの

別表 2

組織体制チェックリスト

【注】○をつけた「該当項目」について、具体的に記入してください。（裏面を含む6項目）
 コンプライアンスは必須となりますので、申請の際は必ず○をつけてください。
 実地検査時に、その実施体制や取組内容を書類、表彰実績、関係者からのヒアリング等により確認します。
 確認できない場合は加算の対象となりません。

項目番号	項目の種別	認定事業の要求事項	該当項目 (あてはまるものに○)	該当項目で付けた○を証明する 根拠や自社取組について具体的に記述	考え方(全ての項目において法令遵守が基本となります)
必須	コンプライアンス	法令順守、法改正への対応、市税完納等		_____	※○がない場合、認定の対象となりませんのでご注意ください。
1	組織体制に対する考え方	経営理念が明確で、従業員等に理解されている			組織として意思決定ができる仕組みがあることが重要。社会的責任を実現するための基盤
		従業員など事業者全体が社会に対する責任を認識している			
		従業員などとコミュニケーションをとるための仕組みがある			
		独自の取り組みがある			
2	雇用に対する考え方	女性の管理職登用、障害者雇用、高齢者雇用等の実績や実際に取り組む仕組みができている			差別が行われなように徹底すること。また、従業員が精神的・身体的に健康で幸せな生活を送ることができるように配慮していることが重要
		非正規労働者の正社員登用の実績や実際に取り組む仕組みができている			
		ハラスメントやメンタルヘルスの不調を防止、解決する取り組みがある			
		独自の取り組みがある			
3	職場環境づくりに対する考え方	従業員の働きやすい環境の整備に取り組んでいる(休暇、残業管理、手当の支給、相談体制など)			組織と従業員双方にとって有益な組織作りに向けて話あうこと。また、従業員の能力を高めることができるような仕組みを作っていくことが重要
		従業員の能力向上(研修参加、技能取得支援)に努めている			
		職場における健康づくりに向けた取り組みがある			
		独自の取り組みがある			

4	環境に対する考え方	公害(騒音・振動・臭気等)の予防や地域の美化活動に取り組んでいる			環境問題に関心を持ち、無理のない範囲でできる独自の取り組みが重要
		省エネ、CO2削減など環境負荷低減に努めている(ISO14001、エコアクション、エコステージなどの認証取得、リサイクル活動の推進など)			
		環境に配慮した製品やサービスの製造、販売または利用をしている			
		独自の取り組みがある			
5	公正な事業実施に対する考え方	製品、商品及びサービスなど事業に関する情報をホームページ、ちらし、パンフレットなどで積極的に公開している			組織固有の行動基準の策定など、その姿勢を明文化することで、組織内外に公正な事業慣行を示すことが基本
		職場において、汚職や不正な取引などの防止策がある(社内教育、不正などの監視体制、内部通報体制の整備など)			
		不当な価格販売や談合など公正な事業に関わる事業者とは取引引きを行っていない			
		独自の取り組みがある			
6	消費者、取引先等に対する考え方	製品やサービスなどの情報提供を適切に行っている			消費者課題(消費者の安全衛生の保護、サービス提供及び苦情や紛争の解決・対応、消費者データ及びプライバシーの保護など)に対する組織の自主的な取り組みが重要
		製品やサービスなどについて、返品、修理、保守、アフターサービス、リコールなど適切な対応を取っている			
		個人情報漏えい防止に向けた取り組みがある			
		独自の取り組みがある			

■ 申請にあたっては、下記の基準を満たす必要があります。

【従業員数】 1～10人 2つ以上の「○」がある項目が4項目以上あること
 11～30人 3つ以上の「○」がある項目が4項目以上あること
 30人以上 3つ以上の「○」がある項目が5項目以上あること

地域貢献活動の事例

【注】地域貢献活動の実績については、具体的に記入してください。

(例：令和〇年から月に〇回、従業員〇名にて、〇〇公園の清掃活動を行っている 等)

	取り組み事例
①全ての人にやさしい“生涯安心なまち”	・高齢者見回り活動 ・福祉関係団体等への寄付 ・高齢者雇用、女性の積極雇用 ・A E D設置 ・バリアフリー、ユニバーサルデザイン製品の設置 ・事業所内保育の実施
②子どもから大人まで“個々が輝くまち”	・文化、スポーツ、歴史行事等への協力 ・お祭り等のイベント開催や協力（寄付、運営補助など） ・学校授業への協力（講師、教材の提供） ・本業を活かした起業講座・環境講座などの開催
③産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”	・市産品の活用 ・地域（市内）からの購入 ・市内在住者の雇用 ・地域（市内）での生産、販売 ・工場・店舗見学の受け入れ ・インターンシップの受け入れ ・職場体験学習への協力 ・地域限定商品・サービスの開発提供 ・高度熟練技能の周知・継承 ・技能者の確保・育成 ・産業技術・技能顕彰 ・彩の国工場の指定
④都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”	・低騒音、粉じん防止設備の導入 ・地域の美化活動、清掃活動 ・環境に関する認証取得（I S O 9 0 0 1 等） ・環境に配慮した商品、製品の製造・販売 ・C O 2 削減への取り組み ・緑化活動
⑤誰もが“安全で快適に暮らせるまち”	・地域の防犯、防災、感染症対策に関連する活動への協力・支援 ・安全・安心グッズの配布 ・防犯灯の設置 ・地域防災訓練への支援 ・災害・防犯に関する協定の締結
⑥市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”	・町会等と連携及び協力した活動 ・事業者として自治会等に参加 ・N P O 法人等と連携及び協力した地域ボランティア活動、事業への寄付

(お問い合わせ先)

〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市役所 経営支援課 経営支援係

電話 048-258-1647